

民間活力活用専門部会設置要領

(目的)

第1条 県では、「民間にできることは民間に」との考えのもと、民間のノウハウ・活力を活用し、様々なアウトソーシングを推進してきたが、厳しい財政状況などを背景に、より積極的な推進が求められている。

このため、多様な民間活力の活用について総合的に検討を行うため、栃木県行政改革推進要綱第6条に基づき、民間活力活用専門部会（以下「部会」という。）を設置することとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) アウトソーシング推進指針の策定に関すること。
- (2) 指定管理者制度の運用の見直しに関すること。
- (3) 民間活力活用のその他の検討事項に関すること。

(組織)

第3条 部会は、部会長及び委員をもって構成する。

(会議)

第4条 部会は、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を部会に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 部会の事務は、経営管理部行政改革推進室において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月27日から適用する。